

日・EU ビジネス・ラウンドテーブル
日・EU 両政府への提言
【仮訳/Tentative translation】
2014年4月8日～9日 東京

ワーキング・パーティ A
貿易、投資と規制における協力

ワーキング・パーティ・リーダー

共同議長

欧州ビジネス協会 (EBC) 会長
ダニー・リスバーク

共同議長

日産自動車株式会社
専務執行役員
川口均

共同副議長

BUSINESS EUROPE 事務局長
マーカス・バイレール

共同副議長

地球産業文化研究所
顧問
福川伸次

略称・略語一覧表

略語	意味
AEOs	認定事業者
APEC	アジア太平洋経済協力
ATP	技術進歩への適用
BPR	バイオサイド規制
CAA	消費者庁
CBCR	国別報告
CCCTB	共通連結法人課税基礎
CE	欧州基準適合
CLP	物質および混合物の分類、ラベル、包装に関する規則
CMR	発がん性、変異原性または生殖毒性
CoRAP	共同体ローリング行動計画
DDA	ドーハ開発アジェンダ
DC	直流
ECHA	欧州化学物質庁
ELV	廃車
EN	欧州規格
EP	欧州議会
EPA	経済連携協定
EU	欧州連合
FDI	海外直接投資
FTA	自由貿易協定
FSA	金融庁
G8	主要 8 カ国
G20	主要 20 カ国・地域
GATS	サービスの貿易に関する一般協定
GCP	医薬品の臨床試験の実施の基準
GDP	国内総生産
GHS	化学品の分類および表示に関する世界調和システム
GoJ	日本政府
GPA	政府調達に関する協定
GPS	世界製品戦略
HSE	健康・安全・環境
ICTs	企業内転勤者
IEC	国際電気標準会議
IPM	インターフェース・パブリック・メンバーズ
ISO	国際標準化機構
JAS	日本農林規格
JELMA	日本電球工業会
JET	電気安全環境研究所
JETRO	日本貿易振興機構

JIS	日本工業規格
JR	ジェイアール
KPIs	重要業績指標
LED	発光ダイオード
LoA	利用状
MAFF	農林水産省
METI	経済産業省
NOL	純営業損失
OECD	経済協力開発機構
OR	唯一の代理人
PMDA	医薬品医療機器総合機構
PPPR	植物保護製品規制
PSE	電気用品安全法
QMS	製造管理および品質管理の基準
R&D	研究開発
REACH	欧州化学品規制(化学物質の登録、評価、許可、制限)
RoHS	欧州特定有害物質使用制限指令
RTD	研究技術開発
SDR	特別引出権
SDS	安全性データシート
SIEF	物質情報交換フォーラム
SMEs	中小企業
SVHC	高懸念物質
TPP	環太平洋戦略的経済連携協定
TTIP	環大西洋貿易投資パートナーシップ
UNECE	国連欧州経済委員会
VAT	付加価値税
VICH	動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議
WCO	世界税関機構
WHO	世界保健機関
WTO	世界貿易機関
WP	ワーキング・パーティ

はじめに

日本は EU にとって第 7 位の貿易相手国であり、EU は日本にとって第 3 位の貿易相手地域である。既に非常に重要なこの貿易関係は上向きの可能性を大いに秘めており、現在交渉が進められている日・EU FTA/EPA が締結されれば、その恩恵は互いの国内・域内市場で現在事業を展開している日欧企業のみならず、協定により創られる新たな機会に関心を持つすべての企業に及ぶ。ワーキング・パーティー A メンバーは、協定が本報告およびこれまでの報告に反映されている日欧企業が抱える具体的な懸念に応えるものでなければならないという点を強調する。問題は山積しているため、必要な進展を実現するよう日・EU 両政府に要請する。ワーキング・パーティー A メンバーの日欧市場における実務的経験から、公正で競争的な事業環境を確保するために必要な多数の改革が特定されている。本報告では、以下の主要な課題に対し具体的な提言を行う。

- 共通の規制環境の構築、規制の相互承認、基準、市場での販売許可に対する可能な限りの国際標準の採用
- 関税および非関税措置、ならびに不必要な役所手続きの撤廃
- 国内外のすべての企業に対する公正な競争と平等な待遇の保証
- サービス分野と調達市場におけるより公正でオープンな競争の確保
- 海外直接投資環境の改善
- 中小企業の成長と研究開発投資を対象としたインセンティブのさらなる強化

ワーキング・パーティー A メンバーは、日・EU FTA/EPA を日・EU 間の貿易と投資を阻害するこれらの障害を取り除き、両経済を大きく成長させるバランスのとれた包括的かつ野心的なものとしなければならないことを改めて表明する。

以下の本文中における優先課題の表記については、星印 1 つ(*)は「重要な」提言を、星印 2 つ(**)は「最重要な」提言を示す。

日本・EU 両産業界からの提言

WP-A / # 01** / EJ to EJ 日・EU 経済関係の強化

BRTは、これまでの日・EU FTA/EPA交渉における両政府の尽力に対し、感謝の意を表す。日・EU FTA/EPAは、日本とEU双方の貿易・投資の拡大、雇用の創出の促進、経済成長の加速、さらには、世界経済の新たな成長の機会の創出にも資するという強い確信のもと、BRTとしては、包括的、野心的、ハイレベルかつ互恵的なFTA/EPAを可能な限り早期に実現するため、重要な懸案事項の解決に、より一層注力するよう再度要請する。BRTは、日・EU FTA/EPAの早期実現を全力で支援する決意を改めて表明する。BRTメンバーは、この目的を達成するために、産業界の専門知識を活用していく所存である。

TPPやTTIP等の、他のいわゆる「メガ」協定においても取り組まれているグローバルな規制に関する協力ならびに基準の調和を促進するために、EUと日本は、世界の二大先進経済圏として、互いに協力して主導的な役割を果たし、EUと日本の両経済のみならず、世界経済全体の新たな成長の機会の創出につながる、シームレスで開かれた、グローバルな事業環境を整備することを目指すべきである。

<背景>

EUと日本は、主要先進経済圏として、また、世界の主要貿易・投資国として、日・EU 経済関係の大きな潜在的成長力を顕在化させるために一層の取組みを進めることができる。両者は現在、日・EU 間の貿易・投資および協力関係の拡大、ならびに、より緊密な日・EU 関係の構築に取り組んでいる。世界的な金融不安と経済の不確実性を共に乗り越えるべく、懸命の努力を進めているなか、長期的、健全かつ、より力強い成長の実現に向け、EUと日本が共通の課題に協力して取り組んでいくことは極めて重要である。日・EU 関係は遅れをとってはならない。

WP-A / # 02** / EJ to EJ WTO バリ・パッケージの効果的で迅速な実施と将来の WTO 作業計画に関する取組みに対する要求

広範な交渉の末、2013年12月にインドネシア・バリで開催された第9回WTO閣僚会議(MC9)では、ドーハ開発アジェンダ(DDA)交渉の対象分野の一部について、「バリ・パッケージ」と呼ばれる妥協案が合意された。

このような成果は、2011年から採用されている新しいボトムアップアプローチに基づいて継続的に行われた交渉を通じて得られたものである。そこでは、DDA交渉に関して一括合意を求めるよりも、部分合意の成果を積み上げ、それを統合するという作業が行われた。

BRTは、DDA交渉の進展を歓迎する。

貿易円滑化協定が実現すれば、貿易費用が10~15%削減され、国際貿易の推進につながる。貿易円滑化の目的は、通関手続きを迅速化すること、貿易を容易・迅速かつ安価に行えるようにし、明確性、効率性、透明性をもたらすこと、官僚主義と汚職を減らすこと、技

術の進歩を活用することである。BRT は WTO 加盟国に対し、貿易円滑化協定を速やかに実施するよう要請する。

さらに、2014 年 1 月 25 日に、スイス・ダボスで開催された WTO 非公式閣僚会合において、多くの加盟国が、

- MC9 の成果に基づいて合意された項目を徐々に、かつ着実に実行に移すことが重要であり、
- 残りの DDA 項目に関しては、できるだけ速やかに作業計画についての協議を開始するべきであり、
- 農業および非農産品・市場アクセスとサービス等、論争を呼ぶ可能性のある問題についての議論を WTO は避けてはならないとの見解を示した。

BRT は、これらの問題に関する進展を強く支持し、

日 EU 両政府には、WTO の DDA 交渉の前進に向けて交渉を活発化させ、弾みをつけることができるよう、一層の努力を求める。

BRT はさらに、日・EU 両政府が他の WTO 加盟国と協力し、グローバルなバリューチェーンを円滑に機能させる上で欠かせない他の項目についてさらに探究することを提言する。

<直近の進捗状況>

第 9 回 WTO 閣僚会議で合意された「バリ・パッケージ」は、(1) 貿易円滑化、(2) 農業分野の一部、(3) 開発の 3 つの分野で構成される。特に貿易円滑化は、透明性を高め、通関手続きを迅速化することにより、確実に先進国と発展途上国の両方に恩恵をもたらす、貿易の促進に大きな好影響を与える。また、貿易円滑化協定は WTO 設立以来初の全加盟国を対象とした多国間の規律となるものであり、遅々として進まないドーハ・ラウンド交渉を活性化することが期待される。

さらに、2014 年 1 月 25 日にダボスで開催された非公式会合では、バリ合意の評価が行われ、ドーハ・ラウンド交渉 (DDA) の残りの課題に関して今後の作業計画が検討された。

<背景>

BRT は、貿易自由化、規律策定機能、紛争解決を根幹の機能とする多角的貿易体制を強く支持する。しかし、多角的貿易の自由化に向け、2001 年に開始されたドーハ・ラウンドは、当初掲げられた高レベルの野心は維持されておらず、政治的意思の欠如と、市場アクセスに対する取り組みに関しての OECD 諸国と新興加盟国との溝を埋められないことから、交渉は暗礁に乗り上げ、そのような現況が継続している。

非常に不透明な見通しの中で、WTO は成果を出す能力があることを経済界に示さなければならない。WTO は、多角的貿易に関する規律や基準を定める機能を有する唯一の国際機関として、この分野の主導者たる役割を保ち、より多くのより強力な行動を起こすべきである。既存の法的枠組みは優れた基盤となるが、変化する世界経済の情勢に対応するために最新のものに更新していく必要がある。

WP-A / # 03** / EJ to EJ 新グローバル・スタンダードの促進における国際基準の適用と協力強化

1. 共通の規制環境に向けて

BRT は、日欧の政策立案者に対し、双方の既存および今後の規制に対する理解を深めるよう提言する。日欧の政策立案者は、自らの取り組みが貿易および投資の思わぬ障害とならないよう、新たな規制の策定が内外の企業にもたらす影響を調査すべきである。規制のずれと新たな貿易障壁を作り出さないためには、法制化に関する年間作業計画を早い段階で交換しておく必要がある。さらに、対話を効率的に進めるために、法案の早期警戒システムに合意すべきである。日欧の政策立案者はまた、共通の規制環境を既に規制の対象となっている分野に広げるため、相互の経験から学び、グッド・ガバナンスの共通システムを採用するなど、より良き規制（ベターレギュレーション）を推進するための合同の戦略を策定しなければならない。日 EU 両政府は、その過程でビジネス界と緊密な対話を行う必要がある。

<背景>

BRT は、共通の規制環境が両経済の繁栄の鍵となると確信している。FTA/EPA が締結されれば、協定のもとで、新たな規制が両当事者にもたらされる市場アクセスの恩恵を無効にしたり、損なわれることがないよう、あるいは両者の貿易に新たな障壁を生じさせないようにするだけでなく、両経済の関係を拡大・強化することにより、連携による恩恵をさらに増やし、最終的にそうした共通の規制環境を他の二国間あるいは多国間関係に拡大させることが重要になる。

2. 国際基準と、基準および認証手続きの調和

BRT は、日 EU 両政府に対し、国際的な製品基準と認証手続きを可能な限り採用すること、ならびに技術要件・認証手続きの調和、製品認証の相互承認、および可能かつ適切である場合は統一基準が存在しない分野について、建築資材、有機製品、化粧品、医療機器、動物用医薬品、自動車、加工食品等の分野における機能的に同等な要件に基づき承認された製品の輸入・販売・使用の相互承認を推進することを要請する。

3. 共通の化学品規制

EU の REACH および RoHS、そして日本の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」といった化学品規制政策は、グローバルなサプライチェーンに大きな影響を与える。両政府は、有効な規制を実施するのみならず、共通の規制物質リストとリスク評価およびデータ共有に対する共通の手法を確立しなければならない。このような共通の規制環境が整備されれば、コスト軽減によって産業界に恩恵が及ぶだけでなく、価格の低下と一貫した保護によりユーザと消費者の利益にもなる。両政府はさらに、企業と協力して発展途上国におけるサプライチェーンマネジメントの支援政策を策定すべきである。

4. 共通の省エネルギー規制

日本および EU は、省エネルギー規制とそれに関連するラベル表示規則、環境およびカーボンフットプリント制度について、問題の性質や企業および社会全体にとっての重要性に鑑み、多国間レベルで協力して国際的な調和を図るべきである。

5. AEO のメリットの拡大

認定事業者(AEO)の相互承認協定が 2010 年 6 月に日・EU 間で合意されたが、それに伴い、AEO にさらに具体的なメリットが与えられるようにするために、日・EU 両政府は規制面で一層の協力を図るよう努めるべきである。この点に関し BRT は、企業が大きな自由裁量を与えられ、同時に、過度な行政上の負担を課せられることなく、輸入に関する責任を引き受けられるよう、輸入手続きの簡素化に重きを置くよう求める。また、両政府は、日・EU 間の貿易を改善し一層促進させるため、より密接な関係を構築して相互に学び合う必要がある。BRT は、両政府が定期的に議論を行っている認識しているが、事業者にとっての具体的な利点は浮かび上がっていない。

6. 模造品・海賊版・密輸品対策

BRT は、EU および日本が互いに、また第三国の政府と協力して模造品取引のウェブサイトを実際に閉鎖するよう努めるなど、内外における模造品・海賊版・密輸品の取り締まりに向けた取り組みを強化することを希望する。

BRT は日本の当局に対し、個人消費を目的とした個人による模造品の国内への持ち込みや輸入を可能にする抜け穴を塞ぎ、模造品を扱うすべての取引を違法とするよう要請する。

BRT は、知的財産権の税関取締りに関する 2013 年 6 月 12 日の欧州議会及び理事会規則 (EU) 608/2013 に対する支持をあらためて表明する。同規則は、手続きの簡素化をはじめとする BRT の主要な提言がある程度反映されている。しかし、BRT は EU 政府に対し、真正品輸入業者の財政負担を軽減する方法を探るよう要請する。

BRT は、2012 年 4 月 19 日に欧州議会及び理事会によって採択された規制に従い、欧州模造品・海賊版監視部門(Observatory on Counterfeiting and Piracy) の役割が増大することを希望する。

製品に関するより多くの情報提供を受けたり、現場での検査官の訓練を行ったり、WCO の IPM システムのより効果的な利用に関する訓練を検査官に実施するなど、真正品を扱うメーカーや輸入業者からより一層の協力を求めることで、BRT は、関税当局に対し、検査の効率性を向上させ、検挙率を高めるよう提案する。

7. UN-ECE 規則の採択

自動車分野においては、日・EU 両政府は、日・EU 双方の自動車輸出に掛かる規制遵守コストの削減を目的として、相互承認の恩恵を拡張することにより UN-ECE 規則の採択を加速化させるべきである。また両政府は、クリーン・ディーゼル車、電気自動車、ハイブリッド車、電池自動車などに用いられる、環境負荷を考慮した新規

駆動系技術が市場へスムーズに導入されるような国際的に調和した技術要件や検査方法の確立に努めるべきである。

< 7の背景 >

1998年、日本はアジアで初めて「国連の車両・装置等の型式認定相互承認協定（1958年協定）」の加盟国となった。この協定は、ある加盟国で UN-ECE 規制に沿った型式認定を受けた車両装置は、当該規制を採択している他の加盟国での検査を免除されると定めたものである。日本は現在、日本の型式承認に含まれる 47 分野のうち 35 分野で UN-ECE 規制を採択している。

< 1-7 の一般的背景 >

これら提言の実現により、日・EU のビジネス環境の大幅な改善につながる。

WP-A / # 04* / EJ to EJ 迅速な事業展開の支援

1. 社会保険料（保険料の二重払いをなくす）

BRT は、日本と EU 加盟 10 カ国間で社会保障協定が締結されたことを歓迎する。BRT は、日本および EU 加盟国に対し、社会保障協定のネットワーク拡大に向け一層の努力を傾けるよう要請する。さらに暫定措置として、受入国が片務的な年金掛け金を免除するか、あるいは海外駐在者に対して帰国時の年金掛け金の一部ではなく全額を払い戻すべきである。

< 直近の進捗状況 >

この 1 年間の進展は限られていた。

< 背景 >

日本は EU 加盟国と個別に社会保障協定を締結しており、これによって企業や従業員の負担は減少する。これまでのところ、日本とドイツ、英国、ベルギー、フランス、オランダ、チェコ共和国、スペイン、アイルランド、ハンガリーとの社会保障協定が施行されている。また、日本とイタリアの協定は調印済みである。さらに、日本とルクセンブルク、スウェーデンとの交渉が進行中であり、日本とスロバキア共和国、オーストリア、フィンランドとの協定は準備段階にある。

2. FTA/EPA の枠内での企業内転勤者の異動の自由化

日本と EU は、FTA/EPA の枠組みの範囲内で企業内転勤者の異動の広範囲な自由化を実現すべきである。こうした自由化は以下の制度の実現を目指すべきである。

- 海外駐在者を送り出す親会社と受入国との間の枠組み協定で海外駐在者の最大人数を規定する。その合意された範囲内であれば、個別の就労許可証を取得することなく、親会社はその国に対して企業内転勤者を自由に異動させることができる。
- 親会社が、その子会社または支社が事業展開している複数の EU 加盟国とそのような協定を締結した場合、それぞれの協定に定められた合計人数が順守される限り、それらの国々における企業内転勤者の異動に新たな就労許可証は必要とされない。

<背景>

国際的事業をスムーズ且つ効率的に経営するためには、企業が、役所の手続きを踏むことなく取締役をはじめとする重要な社員を派遣できることが必要不可欠である。このような異動は受入国の労働市場にマイナスの影響を及ぼさないどころか、逆に、当該事業を展開することを通じて受入国での雇用拡大につながる。さらに、海外駐在者自身が受入国に対して高い所得税を支払う傾向にある。日本と EU 加盟国間の企業内転勤者に就労許可証ならびに居住許可証の取得が義務付けられているが、これは一般的に形式的なもので、企業内転勤者からの申請が疑問視され、根拠ある理由の提出を求められることは稀である。しかし、一部の EU 加盟国では、最近の経済情勢により、当局が概して就労許可証の発行に対して以前よりも消極的になっており、就労許可証の発行が遅れて企業内転勤者に影響が及ぶことがある。企業および従業員、そして従業員の家族への負担が大きいため、迅速な事業展開にとって障害となっている。

欧州議会および理事会は、企業内転勤の範疇にある第三国の国籍者による EU 域内への入国および居住に関する指令の最終案に合意した。これは、複数の EU 加盟国にまたがる赴任を円滑化し、帯同家族の就労を可能にするなど、従業員を EU に派遣する日本企業にとっては非常に有益である。しかし残念ながら、新たな指令は英国、アイルランド、デンマークではオプト・アウト(適用除外)により適用されない。EU 加盟国の中でも人数が最も多い英国在住の日本人にはこの指令のメリットはないのである。したがって、日本と EU 加盟国間のすべての企業内転勤者に適用されるよう、EPA/FTA の枠組みの範囲内でこうした自由化が実現されることが必須である。

WP-A / # 05* / EJ to EJ 中小企業への支援

BRT は日・EU 両政府に対し、双方の管轄権内の中小企業(SME)の事業を相互に促進させ支援するための手段の策定を要請する。FTA/EPA 交渉に、こうしたクロスサポートが導入されるよう、具体的配慮がなされなければならない。

1. 自国の中小企業に対するものと同様の全体的な支援および特権を、相手側の中小企業にも与える
2. 言語、書類作成、現地採用、法務および規制関連、ならびに融資や銀行取引等に関する助言といった永続的な現地支援を確立する
3. 税控除およびインセンティブ、総調査費減税、外国人専門家に対する所得税控除、博士課程の学生のための免税、研究開発減税、産官学協力に基づく共同委託研究の税額控除、ならびに投資家のための税制上およびその他の便宜とインセンティブを提供する
4. 国際的なバックグラウンドを持つ大学院生の、相手側国内の中小企業での就職を支援する
5. 日欧双方の中小企業のための共同投資ファンドを創設する
6. 中小企業向けの産業政策に関するベストプラクティスや信頼できるソリューションを交換する
7. 日欧産業協力センターによって既に実施されている中小企業関連プログラムを拡大する

<直近の進捗状況>

BRT は、中小企業に対するクロスサポートの協力強化に向けた両政府の意思を歓迎する。

<背景>

中小企業は、日欧双方にとって成長や雇用を生む新たな源泉である。二国間貿易を成功させることは、これら中小企業が発展する大きな要因であり、新しい製品や技術が普及することで、日・EU 両産業界の再生につながる。しかし、BRT の他の提言で言及されている市場アクセスの問題やさまざまな障害に取り組み、対処することは、中小企業にとってはより困難なことである。日本政府、欧州委員会、そして EU 加盟国のほとんどにおいては、自国の中小企業を対象とした国際化プログラムを設けている一方、外国企業のための既存の支援プログラムの大部分は、既に確立された産業への大規模海外直接投資を対象としており、中小企業にとっては不十分である。潜在的な関心も含めた海外の中小企業すべてに対して現地での支援提供を目指すことは現実的ではないが、現地に基盤を確立している中小企業向けの支援を拡大・維持することは、二国間協定の状況下においては現実的である。BRT は、欧州委員会および日本政府が、日欧産業協力センターが実施するプログラムを通して、日欧双方の中小企業にとって重要な役目を果たしていることを認識している。

EU産業界からの提言

WP-A / # 06** / E to J 基準・製品承認の調和と相互承認。可能な限り国際基準を受け入れる

日本政府は、欧州規格(EN)や国際標準化機構(ISO)規格によって承認された製品またはCEマークの認証を受けた製品の輸入を受け入れることに消極的な態度を示しているが、それによって画期的な新製品の市場への導入に遅れが生じ、輸入コストも上昇する。BRTは、消費者の健康と安全を守る必要性は尊重しつつ、日本政府に対し、基準・認証手続の調和、製品認証の相互承認、統一基準が存在しない分野における機能的に同等な要件に基づき承認された製品の輸入・販売・使用の相互承認を推進することを要請する。そうなれば、一方の市場で承認された製品は自動的にもう一方の市場でも受け入れ可能となる。BRTは、日本政府に対して以下の事項に特に重点を置くよう提言する。

自動車

日本政府は、日本が乗用車に対する認証を義務付けていながら、現時点で国連による承認を日本の国家基準への適合性を証明するものとして認めていないすべての分野において、関連する国連規則を採用すべきである。そうすれば、EUで認証された自動車を改造またはさらに試験することなく日本で販売できる。

<直近の進捗状況>

本件は新規の提言である。

建設用製品

日本政府はEU政府と協力して、すべての建築資材について日本農林規格(JAS規格)／日本工業規格(JIS規格)と欧州規格(EN)のすべてを相互承認するよう努力すべきである。残念ながら、こうした努力を要する状況が、床張り材部門や屋根板部門ではまだ一般的に見られる。JAS/JIS規格の中にISO規格への参照を記載するだけではこのようなプロセスの効率化に十分役立ってはいないことが判明している。

さらに日本政府は、地方自治体に対する支援を向上させ、技術面での規制やガイドラインがしっかりと理解されるようにすべきである。

<直近の進捗状況>

一定の進捗はあるが、取り組むべきことは多々ある。なお、2013年4月のプロGRESSレポートの中で、ISOとJIS/JASの矛盾の問題について日本政府から回答がなかった点を指摘する。

<背景>

日本の建設部門は長年非常に「国内色の濃い」市場であった。2011年の東日本大震災と津波の後も、こうした状況に変化があるとする証拠はほとんどない。

化粧品

BRTが要請するのは、薬用化粧品、いわゆる医薬部外品（認可原材料の開示、標準的な申請期間）の承認に関する共通規則、効能表現や広告に関する共通規則、化粧品への使用が認められる原材料の共通ポジティブリスト、そして動物実験の代替案に関する共同基準の確立である。

<直近の進捗状況>

これまでの進展はわずかである。

<背景>

EUの化粧品メーカーは日本での事業拡大を常に困難に感じている。これは、日本とEU間での原材料基準や認められる効能の違い、そして、いわゆる「医薬部外品」に関する日本特有の製品認証手続きに起因する。

鉄道

EUと日本の基準に大差はなく、EUの調査機関によって収集されたデータは日本でも妥当性を有するにもかかわらず、日本市場への輸出に際しては、日本で同様の試験を再度行うことが求められる。本件はJRグループの一家が複数回要請している。二重試験によって輸入コストが上昇し、EU製品の日本製品に対する競争力を弱めている。日本政府とEU政府は協力して、欧州機関によって提供される鉄道資材に関する試験データおよび認証は日本国内でも有効とする（またその逆も同様）仕組みを構築すべきである。

BRTはまた、日本市場の安全対策を満たすかまたはそれを上回るような商品やサービスを提供するために何が重要なのかについての理解をEUの企業が深められるように、基準や要件が開示されたシステムを確立するよう日本に対し提言する。現在は個々の事業者が独自の基準や要件を採用しているが、それらの要件や基準を日本のすべての事業者が使用することが望ましい。その第一歩として、1つの事業者による試験結果と承認を他の事業者が受け入れることができるようにすべきである。

しかしBRTは、最近の動向について認識しており、日本の事業者による初の入札要請については前向きな見方をしている。BRTとしては、日本に対し、安全性にマイナスの影響を及ぼすことなく、競争の活発化と透明性の向上につながる入札制度をよりうまく活用するよう提言する。

<直近の進捗状況>

一定の進捗はある。日本政府は2013年4月の進捗報告書でこの問題に言及していない。

<背景>

日本の安全性基準および規制は公表されていない。したがって、海外のメーカーが満たすべき要件を正確に把握することは不可能である。さらに、満たすべき安全性要件について厳密に規定した法律は存在しないため、原則として各事業者が独自の試験要件を定めることができる。

医療機器・設備

日本政府に対し、特に以下の措置を講じることによって、より効率的な製品承認プロセスを確立することを要請する。

- a) 医療機器の認証プロセスを短縮する。外国で作成された臨床試験データの受け入れを進め、「医薬品の臨床試験の実施の基準(GCP)」と「医療機器の製造管理および品質管理の基準(QMS)」の要件を国際的な基準と調和させる。当面の対策として、BRTは両政府に対して、ISO14155:2003(およびその後続修正基準)であっても日本のGCPであっても、原則としてすべての医療機器臨床試験について相互に受け入れが概して可能な基準であると公式に承認するよう提言する。また両政府は、QMS審査は日本の責任当局(医薬品医療機器総合機構(PMDA)または第三者試験機関)とEUの認証機関のいずれが実施したQMS審査でも、原則として、いずれの市場で販売承認申請を行う場合にも、品質マネジメントシステム要求事項を満たしていることの証明に十分であると公式に認めるべきである
- b) 日本のGCPと医薬品規制調和国際会議(ICH)で定められたGCPの間の相違を解消する。

<直近の進捗状況>

QMSの分野で新薬事法が可決され、進展が見られた。ISO13485とのさらなる調和が期待される。しかし、GCPについては、まだ改善を要する。

<背景>

コストが高く厄介な承認プロセスのせいで、EUの医療機器の日本への輸出は限られたものとなっている。EUの医療機器メーカーの開発コストは、日本の当局からさらに臨床試験が要求されるため増加している。日本の行き過ぎた基準と規制要件は「デバイス・ラグ」を生んでいるだけでなく、日本の不十分な診療報酬システムとも相まって、著しい「デバイス・ギャップ」をも生み出している。BRTは日本政府に対し、医療機器分野の規制プロセスを簡素化し、EUの規制と調和させる努力を強めていくよう要請する。日本は、革新的な新しい治療法を国内のヒューマン・ヘルスケア市場に導入する際に要する時間とコストを削減し、日本の規制を国際的な水準と一致させる必要がある。

動物用医薬品

EUで既に認可されている動物用医薬品が日本で認可されるには、さらに厳しい規制と不必要な試験が求められる。その結果コストが上がり、遅れが生じている。こうした現状を踏まえて、BRTは以下を提言する。

- a) 日本政府は、動物用医薬品の承認手続きを迅速化し、国内の規制と国際基準を完全に調和させるため、可能な限りのあらゆる手段を講じなければならない。
- b) 日本は、動物用医薬品が日本とEUの市場で相互に承認されるよう努力する必要がある。これにはまず、動物用医薬品の「製造および品質管理に関する基準(GMP)」の相互承認の実現が求められる。さらに動物用ワクチンに関する規制の調和、統一GMP体制下での製品適合性の確保に向けた取り組みが求められる。
- c) 日本では申請時に、英文の申請資料に日本語の概要添付が求められているが、英文資料の受理の促進を要請する。

<直近の進捗状況>

これまでの進捗は限られている。2012年12月3日、農林水産省(MAFF)は、日本動物用医薬品協会に10項目の改革アクション・アイテムリストを提出した。これらの項目を産業界は歓迎しているが、上に記した調和の定義からはまだかけ離れている。上記10項目のうち4項目については改革が実行されているが、残る6項目の実行スケジュールはまだ作成されていない。

<背景>

日本は、動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議(VICH)に参加しているが、国際的な整合化された基準の実行が遅々として進まないことが多く、日本特有の要素が加味されている。農林水産省は英文資料の使用をある程度促進させているものの、それと同時に、上記のように日本語の概要添付を要求している。

加工食品

加工食品に関しては、基準と技術要件の日・EU間の違い、それに輸入に関わる煩雑な手続きが相まって、EU輸出業者のコストを押し上げている。日本の関係当局はEUや国際機関による評価を正式に認めておらず、食品安全委員会(FSC)は検査を日本で実施するよう常に求めているため、適合検査に高いコストが発生する。以下に挙げた提言を推進することにより、EU輸出業者の日本市場における可能性は大いに高まるだろう。

- a) 認可食品添加物の種類を大幅に増やし、さらに承認プロセスも迅速化し、根本的に改正する。
- b) 適合性評価手続の相互承認を実現させ、評価の重複によって発生するコストを削減する。
- c) 申請手続きのすべての段階に期限を設ける。スケジュールに関するガイドラインは存在するが、それには承認手続きの一部しか含まれていない。したがって、申請者は申請にかかる時間を把握することが難しい。

<直近の進捗状況>

具体的な進展はなかったが、日・EU FTA/EPA交渉で協議が進められている。

<背景>

日本で認可されている食品添加物の数が限られており、日・EUの基準が調整されていないためにコストが上昇し、EU輸出業者は規模効果を活用することができない。

LED ランプと照明器具

国際電気標準会議(IEC)などの国際的な電気保安基準と、電気用品安全法/日本工業規格/電気安全環境研究所(PSE/JIS/JET)などの日本の基準・技術要件とが十分に調和されていないため、コストが上昇し、EU企業の日本市場への参入が事実上阻まれている。

- 日本の経済産業省と日本の産業団体(日本電球工業会(JELMA))が策定した現行のLED照明基準は、他国のメーカーが使用している基準と互換性がない。
- 蛍光灯(直管LEDランプ)に関しては、日本電球工業会(JELMA)が、検査実施が唯一許可される研究所として、日本の試験機関を指定している。
- 日本政府は、LEDおよび照明器具用リモコンに対して独自の基準を支持し続けている。

BRTは、日本市場が世界市場から取り残されないよう、国際基準および技術要件と調和させるよう日本政府に要請する。LEDランプおよび照明器具市場は、急速に拡大しつつあり、これらの製品が、世界規模で省エネを進めて行く上で重要な役割を果たすものと期待される。

＜直近の進捗状況＞
具体的な進展はない。

＜背景＞
日本には、電気用品安全法(PSE)や日本工業規格(JIS)といった独自の基準や技術要件があり、たとえば逸脱基準などの基準の設定の遅れから、コストが上昇し、EU企業や輸出業者の日本市場への参入が阻まれている。さらに、リモコン基準の調和がなされていないため、EU企業は日本市場に参入することができない。

ラベル表示に関する規則

日本政府は明快な命令を発して、小売業者にフレキシブルな選択肢を与えるべきである。それによって小売業者は、製品の質と安全性に全責任を負う一方、日本の消費者に世界各地から製品を供給できるようになる。EU企業にとってラベル表示のコストが多くなる、杓子定規なラベル表示制度の単純な例としては、家具の寸法表示が挙げられる。メートル法を使用している他の国々ではセンチメートル表示が一般的であるにもかかわらず、日本に輸出される家具の寸法は、センチメートルではなくミリメートルで表示するよう定められているのである。他にも、消費者が理解できないほど専門性の高い情報をラベルに表示することが義務付けられているという例もある。

＜直近の進捗状況＞

本件は規制改革会議で取り上げられ、欧州企業と日本企業両方の代表者が家庭用品品質表示法の改正を訴えた。これまでのところ、消費者庁からの具体的な提案はない。日本政府の2013年4月の進捗報告書では、本件に関する言及はなかった。

＜背景＞

「家庭用品品質表示法」とそれに付随する自主的ラベル表示基準である「表示規定」により、日本で販売される家庭用品の表示方法は、極めて細かく規定されている。

WP-A / # 07** / E to J 自動車

日本政府は、軽自動車とその他の自動車を財政面でも規制面でも同じ基盤に置くべきである。

<直近の進捗状況>

2014年度に向けた軽自動車の税制改革案は第一歩として歓迎できるが、十分とは言えない。欧州製のコンパクト車が日本の市場で軽自動車と同じ条件で競争できるよう、日本政府はFTA交渉において、さらなる財政および規制改革を約束すべきである。

<背景>

「軽自動車」に分類される小型車は、法律により最大車長3.4メートル、車幅1.48メートル、車高2メートル、エンジン排気量は660cc以下に制限されている。軽自動車に対しては、自動車関連税や自動車損害賠償責任保険料、高速道路通行料が低めに設定されており、夜間駐車に関する要件も緩和されているなど、さまざまな恩恵を受けている。軽自動車が享受しているこうした恩恵を継続させることは時代にそぐわず、軽自動車と、コンパクト車やサブコンパクト車との間の競争は歪められている。これらの小型車は、軽自動車と同様の性能と仕様を有するにもかかわらず、軽自動車の持つ特権は与えられていない。

WP-A / # 08** / E to J サービス分野における自由で開かれた競争の確保

BRTは、日本のサービス市場において自由で開かれた競争が欠如しているという問題に日本政府が対処することを要請する。

郵政改革については、BRTは日本政府のこれまでの決定内容に失望している。日本には世界貿易機関(WTO)のルールを順守する義務があり、「サービスの貿易に関する一般協定」(GATS)の内国民待遇規定もその義務の一つである。つまり、日本郵政とEU、または日本郵政と他の民間運送会社、銀行、保険会社を対等な競争条件に置くことである。特に、以下の通りである。

- a. かんぽ生命保険事業については、資本、ソルベンシーマージン、課税、保険契約者保護資金に関して、他の民間保険会社と同じ要件を課すべきである。既存の独占部門からの内部補助を阻止するための競争上のセーフガードが確立されるまで、新商品の導入や簡易生命保険限度額引き上げ等を含む日本郵政の事業拡大は制限する必要がある。BRTは、とりわけ、かんぽ生命保険の新商品や改良商品が最近承認されたことについて不安を抱いている。また、日本郵政は金融庁(FSA)の管轄下に置かれ続けなければならない。これらの要求は十分に「政府調達に関する協定(GPA)」の範囲内にある。また日本郵政と同様に、共済保険事業についても民間保険会社と同じ要件を課すべきである。
- b. 日本郵政と民間運送会社には、同じ通関手続きを課すべきである。専用航空運賃、義務的関税、検疫、安全検査、およびそれらサービスにかかる財政的支援の面で、また郵便物の集配に使用される車両に対する駐車違反取り締りに関しても、日本郵政と民間運送会社には公正な競争機会が保障されなければならない。

<直近の進捗状況>

進展はない。しかし、金融担当相は、かんぽ生命保険は新商品や改良商品売り出すべきはないと口頭で述べている。

<背景>

1990年代後半の金融ビッグバン以降、日本政府が世界の舞台で果たす役割は縮小している。それ以降に行われた改革がごくわずかであることが、その一因となっている。日本郵政とその子会社に対する優遇措置が依然として存在しており、残念ながら、民間企業が同じ恩恵にあずかることがないままに、そうした恩恵は拡大してきた。

WP-A / # 09 / E to J 運送・物流**

1. WP-A / # 03 / EJ to EJに関連して、BRTは、日本に対し、運送業者、通関業者、輸入業者を問わず、これら事業者に対して実質的な利点がもたらされるよう、認定事業者(AEO)制度の改定を提言する。さらに、企業が認定事業者(AEO)のステータスに本当に魅力を感じられるよう、行政負担を軽減する必要がある。

事業者がトレーサビリティの合意基準を満たし、合意された処理手順を順守しているのであれば、認定事業者(AEO)のコンセプトとしては、簡素化をもっと重視すべきである。以下のような簡素化の例が挙げられる。

- 国内通関業務の管轄外の通関手続きの規制撤廃
- 積荷の物理的検査の削減
- 自由貿易協定の下で「直送」を示す代替証拠書類の使用を可能にする

<直近の進捗状況>

進展はない。

<背景>

認定事業者(AEO)の現行制度は、残念ながら多くの事業者が希望したような簡素化にはつなげていない。逆に、多くの場合、行政負担が増加している。

2. BRTは日本に対し、包括的な遠隔申告システムを導入するとともに、地域の税関当局間で違いが生じないように、税関の各管轄区域間のさらなる調和を図るよう提言する。そうすれば、欧州企業だけでなく、日本の中小企業の状況も改善する。

長期的には、さまざまな管轄区域を統合するという解決策が考えられる。東京と横浜、大阪と神戸の統合が第一歩となろう。

<直近の進捗状況>

本件は新規の提言である。

<背景>

日本には現在、9つの独立した税関区域があり、中央税関当局は実質的には存在しない。これが、通関手続地による輸入品の取り扱いの違いを招いている。また、東京税関の許可は横浜では無効であるなど、許可も地域ごとに与えられるため、日本国内に多数の地方事務所を置いていない欧州の物流企業は、地方への事業の拡大が難しい。

WP-A / # 10* / E to J 外国直接投資の促進

日本政府は、外国企業の日本国内への投資を促進するようなビジネス環境を作り出さなければならない。そのために、国内における日本企業同士の株式交換に適用されているのと同様に、国境を超える合併・再編から直接生み出されるキャピタルゲインに対しても繰り延べ課税制度の適用を検討すべきである。

BRTはさらに、純営業損失(NOL)に関する不利な規則について指摘したい。日本では現在、9年間の繰り越しが認められているが、欧州の基準にはこのような制限はない。日本が海外直接投資の獲得を競っている日本の近隣諸国も、この点では日本より有利である。また、残念ながら、与党内では9年間という期間について短縮に向けた話し合いが行われている。

さらに、一般的な投資環境の改善は必須条件だが、さらに外国企業の日本市場への参入を促すには、規制改革が最も効果的である。自動車や機械部門のように外国投資に対する形式的障壁がすでに取り除かれている部門では、比較的高水準の外国投資が行われている。逆に、外国投資の水準が低いのは、金融と医療の2部門である。日本の規制により、これらの部門で外国企業が事業を行うのは他の国々より一層困難で、そのため、より大規模な事業を展開することはなく、現状の顧客に対応するための最低限の規模に留まっている。医療部門に関しては、市場承認を相互に認め合うようにすることが投資を増大させる重要な第一歩となるだろう。金融部門に関しては、金融サービス業に適用される原則を相互に受け入れ、本国監督機関を主監督機関として相互に認めることが、投資環境を改善する上で大きな役割を果たすであろう。

<直近の進捗状況>

日本は海外直接投資のインセンティブプログラムを構築したものの、適用範囲が限られている場合が多く、申請手続きは非常に融通が利かない。また、日本が期間の短縮を検討している気配もうかがえる。

<背景>

日本は世界第2位の経済大国でありながら、GDPに占める日本国内における外国直接投資(FDI)額がOECD加盟国の中でも最も低い水準にとどまっている。日本貿易振興機構(JETRO)が再編成され、日本政府は小泉元総理の時代より外国直接投資を促す努力を進めているが、事態の改善は小規模にとどまっている。WTOによると、2011年の外国直接投資額はGDPのわずか3.9%であった。

WP-A / # 11** / E to J 調達

<総括提言>

日本政府は、調達市場へより参入しやすくするための取り組みを一層強化していかなければならない。これは、一般競争入札の基準額を引き下げること、また運輸・交通部門における「業務安全上の条項」の意味をより明確にすることで達成できるだろう。また日本は、現在19都市しか含まれていないが、政府調達に関する協定(GPA)に含まれる都市を増やすべきである。

また、日本は英語の情報をさらに増やすべきである。BRTは最近のJETROの取り組みを承知しているが、情報が完全に英語で公開されることは稀である。BRTはさらに、入札提案書の提出にあたり、特に技術仕様に関しては、少なくとも部分的には英語の使用を認めるよう要請する。

BRTはさらに、日本に対し、事前登録の要件を簡素化し、入札者の要件の設定にあたっては、海外での実績や資格を認めるよう求める。

<具体的な提言>

- ヘリコプターの競争入札における入札過程に関して以下を提言する。
 - a. ヘリコプターの性能をも考慮した包括的評価制度を通じ、より公平な競争が行われるようにしなければならない。
 - b. 公共調達は各年度の予算に紐付けされるという制限を改善すべきである。
- 宇宙活動用地上設備の総合的なシステムの調達は奨励されるべきである。
- 日本の公益事業体による調達手段として、一般競争入札の割合を大幅に高めるべきである。

<直近の進捗状況>

ほとんど進展が見られない。

<背景>

日本の調達市場の80%以上がGPAの対象外であることが調査により明らかになっている¹。一部のセクターには現在、500万SDRの基準が適用されていない。入札募集のための国家データベースが構築され、鉄道セクターでは初めて一般競争入札の募集が行われるなど、変化も見られる。しかし、日本の調達をEUの水準に近づけるには、多くの改善を要する。

1 Copenhagen Economics, "Assessment of barriers to trade and investment between the EU and Japan", 2009

日本産業界からの提言

WP-A / # 12** / J to E 欧州 2020 と単一市場法 (Single Market Act)

BRT は、EU の成長戦略「欧州 2020」を引き続き支持することを表明する。とりわけ、単一市場を再開させるための欧州委員会の取り組みである「単一市場法(Single Market Act)」を支持する。BRT はさらに、2014 年～2020 年に向けた EU の RTD プログラムである「Horizon 2020」に基づき、日欧産業界と研究機関との協力が深まることを期待する。また、BRT は、欧州産業ルネサンスに向けて緊急の行動を求める欧州委員会の呼びかけを支持する。

- 1) BRT は、EU と「欧州 2020」戦略にとっての単一市場の重要性を再度強調する。
- 2) EU は、第 1 次、第 2 次単一市場法の下で行われている全てのコミットメントを実現させるために、最大限の努力をすべきである。BRT は単一市場にとって以下の優先事項が重要となることを強調したい。
 - 知的所有権
 - 消費者の地位向上
 - サービス
 - ネットワーク
 - デジタル単一市場
 - 税制
 - ビジネス環境
- 3) BRT は、優先事項として、化学物質の真の単一市場の実現を追加するよう EU に要請する。

<直近の進捗状況>

「欧州2020」は展開中であり、第1次および第2次単一市場法については進展が見られる。ゆっくりとではあるが、化学物質の真の意味での単一市場の実現が進んでいる。

<背景>

世界的にビジネスが繁栄していくためには、規制環境は、出来る限り世界共通であるべきである。この意味で、単一市場における公正な競争機会が決定的に重要となる。

BRT は、環境政策や社会政策といった社会的な目的を持った政策は、経済政策や産業政策から切り離して策定することはできないと考えている。これらの異なる政策間でシナジー効果を生み出すことが重要である。例えば、よりエネルギー効率の良い経済を実現するためには、製造部門のみならず、輸送部門や家庭用品部門においても、産業界から革新的で競争力のある製品やプロセスが提供されることが不可欠となろう。社会保障制度といった高齢化社会に向けた持続可能な社会インフラが、成長と雇用を生み出す事業活動に依存していることは言うまでもない。

さらには、グローバルに公正な競争機会を実現するためには、規制政策の国際的な調整、および、政府や政策策定に関与しているその他の機関同士の緊密な協力が重要である。

欧州委員会は、2014年1月22日に欧州理事会および欧州議会に対し、エネルギー、輸送、宇宙、デジタル通信ネットワークに関する提言を採用すること、ならびに域内市場を完成させるための法律を実施および施行することを求めている。欧州委員会はさらに、専用のEU基金を活用してイノベーション、資源効率、新たなテクノロジー、スキル、資金調達への投資を加速することにより、産業の近代化を推し進めなければならないと述べている。欧州はこれにより、法的枠組みを簡略化し、EU、国家、地方レベルで行政を効率化するための取り組みを通して、より企業に優しい地域となる。その他の重要課題としては、国際基準の調和、開かれた調達、特許権保護、経済外交により、第三国の市場にアクセスしやすくするといったことが挙げられる。

WP-A / # 13** / J to E オーディオ・ビジュアル製品と乗用車に課される高関税の是正

EU 政府は、高い関税を廃止もしくは大幅に削減すべきである。例えば、オーディオ・ビジュアル製品には 14%、乗用車に 10%の関税が課されている。世界貿易交渉において進展が見られない中、こうした削減は二国間交渉、すなわち、日・EU EPA/FTA を通して実現されるべきである。

<直近の進捗状況>

日・EU EPA/FTA二国間交渉が開始されたことから、この提言に関しては進展が見られていると言える。

<背景>

EUは、産業界の一部分野の製品の関税率を高い水準で維持することにより、当該分野を保護している。これらの業界は国際競争の最前線にさらされており、保護よりもむしろ競争への刺激が必要であるにもかかわらず、である。このような保護措置では、これら業界の国際競争力の向上にはつながらない。しかもその結果、高い価格を支払うことになるのはEU域内の使用者や消費者のみである。

WP-A / # 14** / J to E 化学品規制

14.1 欧州化学品規制(REACH)

1. REACHに関しては、BRT は以下を提言する。

- ✓ サプライチェーンの中の企業が EU 市場において国ごとに異なる法遵守を求められることを回避するため、BRT は EU 政府に対し、同ガイダンスに規定されている成形品の解釈に従っていない加盟国に対して早急に措置を講じるよう求める。
- ✓ BRT は EU 政府に対し、屋内でのフタル酸エステル類の使用に関して、EU 内で一貫した単一の政策を導入するよう要請する。また、その政策が EU と日本の間で統一されればなお望ましいと付言しておきたい。

<直近の進捗状況>

成形品の解釈に関する提言については、一定の成果が見られる。フタル酸エステル類の進捗に関しては、限定的であり、不十分である。

<背景>

REACHはEU規制ではあるが、様々な解釈がなされるため、EUで単一市場を実現していない。EU全体で受け入れられるような解釈の明確化を通して、EU政府は単一市場を実現すべきである。

高懸念物質 (SVHC) に関する 0.1%の閾値が適用される「成形品」に関する解釈は EU の加盟国間で未だ統一されていない。REACH 規制の「成形品中の物質の要件に関するガイダンス」では、0.1%の閾値は、生産または輸入された成形品全体について適用されるべきと示されている。しかしながら、5 加盟国とノルウェーは、「一度成形品であったものは、常に成形品である(Once an article – always an article)」との考えに基づき、この閾値は複合成形品における部品単位にも適用されると主張している。

デンマークでは、欧州化学物質庁(ECHA)の反対をよそに、2012 年 11 月 30 日付け官報で発表された新国内法において、屋内でのフタル酸エステル類の使用が禁止されている。同法の施行は 2 年間延期されている。さらに、デンマークは REACH 付属書 XV に従って関連書類を提出し、EU 全域での規制を提起したが、2012 年 6 月および 12 月に欧州化学物質庁(ECHA)の委員会によって却下された。このような不調和は、単一市場の効果を打ち消す恐れがある。

2. EU 政府は、REACH の実施を促進させるために実用的なガイダンスを作成すべきであり、特に以下の措置を講じるべきである。

- ✓ 高懸念物質(SVHC)の数は着実に増加しており、欧州化学物質庁(ECHA)はそのリストをウェブサイトで公開している。しかし、特にサプライチェーンに含まれる中小企業にとっては、それを整理するのは容易ではない。EU 政府は、上流のサプライヤーがデータを入力し、下流のメーカーが参照できるようなデータベースの構築を促進するための取り組みを行うべきである。
- ✓ BRT は、EU 政府に対して、REACH 第 8 条で定められた OR(唯一の代理人)の義務ならびに EU 競争法の下でのその意味合いについて明確にするよう求める。
- ✓ 健康・安全・環境(HSE)上の目的で欧州化学物質庁(ECHA)ホームページの先導登録者(Lead Registrant)から購入した情報文書(世界製品戦略(GPS)や安全性データシート Safety Data Sheet (SDS)などを指す)は、無料で世界どこからでも入手できるようにすべきである。
- ✓ 共同体ローリングアクションプラン(CoRAP)の枠組みの中で加盟国に割り当てられた物質の評価においては、民間企業に対し、自社で保有する物質に関する情報提供が求められることが多い。しかし、急な要請であったり、きちんとした形での要請でない場合があったり、効果的でない。EU 政府は、加盟国に対してベストプラクティスを発行し、民間企業がより効率的・効果的に協力できるようにすべきである。

<直近の進捗状況>

高懸念物質(SVHC)に関する提言に関しては、進展は見られない。

<背景>

REACHには、企業にとって実務的に実施が非常に困難な要件が含まれている。

唯一の代理人(OR)の義務について、REACH 第 8 条では、OR は「輸入量と販売先顧客に関する情報、並びに安全性データシートの最新版の提供に関する情報を利用可能で、最新の状態に保っておかなければならない」と定められている。しかし、実際には、OR が顧客名や輸入量といった取引先の顧客情報を、特に間接的な提供ルートから収集した場合は、EU 競争法に違反する危険性がある。これは、EU 競争法の下では、そうしたサプライチェーン情報 (つまり市場情報)は重要であり、慎重に扱うべきものと見なされる場合があるからである。さらに、EU 競争法抵触の可能性を避けるため、そのような情報収集において第三者受託者の利用を各加盟国の関連当局が認めるかどうかは不明である。その理由としては、第 8 条は、OR に関する言及に留まり、REACH には、そうした OR の義務を第三者にアウトソース可能であることを示すような記述は他にないからである。ドイツ当局は、第三者受託者の利用は認められないと解釈しているようだ。さらに、受託者の役務を利用するにはかなりの費用が追加で必要となる。EU のメーカーは、輸入量に関する情報収集は義務付けられていないため、この問題は OR、つまり EU 以外のメーカーにしか影響が及ばず、これが不公平な市場環境を作り出している。

3. BRT は、EU 政府に対して、例えば、先導登録者の特定が困難であるとか、利用状 (LoA)の費用の透明性の欠如、そして次回共同提出までのそれらの問題の解決策といった、最新の登録状況から導き出される問題点や懸念を取りまとめて発表するよう提言する。EU 政府は、物質情報交換フォーラム(SIEF)の参加者間の合意に頼るのではなく、積極的に監視を行い、必要に応じて是正措置を講じることにより、利用状(LoA)の費用に関する透明性と費用分担の公平性の実現を図るべきである。

<直近の進捗状況>

データ共有の紛争に関する制度が導入され、限定的ではあるが一定の成果があった。しかし、EU政府にはさらに積極的な関与が望まれる。

<背景>

2013年の登録期日が過ぎ、2018年に次の期限を控える中、物質情報交換フォーラム (SIEF)運営上の新たな課題が既に浮上している。すなわち、入手可能なデータが少ないこと、先導登録者が経験不足であること、サプライチェーンの大半が中小企業であること、そして財政負担が重いことである。BRTは、こうした懸念材料によってSIEFの活動が停滞するのではないかと懸念している。

欧州化学物質庁(ECHA)による試験の提案と登録文書の評価、ならびに加盟国による物質の評価には、物質情報交換フォーラム(SIEF)における費用分担交渉が伴う。利用状 (LoA)に関する後続登録者からの収益は、既存登録者に分配されなければならない。透明で公正な費用分担を実現するため、EU 当局にはより積極的な監視と関与が求められる。

14.2 内分泌かく乱物質に対する適切なアプローチ

BRT は、EU 政府に対して、CMR(発癌性、変異原性、生殖毒性)といった分類によってではなく、健全な科学的手段に基づくリスク評価によって内分泌かく乱物質を規制するよう要請する。これは、内分泌かく乱が毒性の評価項目ではないためである。有害性評価は、WHO で定義されている内分泌作用機序に基づいて有害事象を特定し、潜在性、先導的毒性、重症度、不可逆性を踏まえて特性化を行うことにより、実施すべきである。

<直近の進捗状況>

継続的な協議の結果、一定の成果が見られた。

<背景>

EU政府は現在、REACH、PPPR(植物保護製品規制)、BPR(バイオサイド規制)等の現行法を審査し、政策措置を検討している。

14.3 欧州特定有害物質使用制限指令(RoHS)

BRT は、高懸念物質(SVHC)、REACH による承認または制限、そして ELV/RoHS の下での適用除外が規制の重複につながらないように要請する。

規制対象となる有害物質の数は増加していく。EU 政府は、追加物質の特定に向けたプロセスに引き続き産業界を関与させるべきである。

<直近の進捗状況>

一定の成果が見られた。欧州委員会は、この問題を重視している。

<背景>

まず、欧州委員会は既に産業界の関与を得ており、BRTはそれを高く評価している。REACHとRoHSは互いに独立しているが、どちらも化学物質を規制しており、それぞれ制限と適用除外を規定している。現在、BRTは、これら2つの規制によって制限または適用除外されている化学物質に不一致があるかどうかは承知していないが、BRTとしては、この2つの規制が複雑であるため、重複の危険性を懸念している。

14.4 CLP 規制(物質および混合物の分類、ラベル、包装に関する規則、(EC) No 1272/2008)

- ✓ BRT は、輸出業者の負担を軽減するため、EU 政府に対して、通関で、化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)の分類およびラベル表示を受け入れるよう要請する。
- ✓ BRT は、さらに EU 政府に対して、技術的進歩への適応化(ATP)の段階から GHS を考慮するよう要請する。

<直近の進捗状況>

本提言に関しては、非常に限定的であり企業にとっては不十分ではあるが、一定の成果が見られた。

<背景>

CLP規制は、EU域内のメーカーおよび輸入業者だけでなく、EUへの輸出業者も対象とする。CLPは、国連の「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)」に対応したものであるが、一部採用していない分野やEU独自の分野もある。その結果、EUへの輸出業者はGHSとCLPをともに遵守することを求められる。

14.5. ナノマテリアル

1. 定義

BRT は、EU 政府に対し、製品表面からのナノマテリアルの飛散(曝露度)を考慮し、ナノマテリアルに関する将来を見越した政策手段を実行するよう要請する。

2. 報告制度

BRT は、EU 政府に対し、率先して EU レベルで調和が取れた報告制度を制定するよう要請する。

3. 測定方法の標準化

BRT は、EU 政府に対し、ナノマテリアルの実用的な測定方法を標準化するよう要請する。これは、シンプルで国際的に調和の取れた測定方法とすべきである。

<直近の進捗状況>

以下のような一定の成果が見られた。

定義について、欧州委員会は公開協議を行っている。

報告制度に関しては、欧州委員会は加盟国と協議中である。ただし、フランスやベルギーをはじめとする一部の加盟国は、独自の制度を採用している。統一された報告制度を導入することが業界にとって極めて重要である。

測定方法に関しては、2012 年に共同研究センターが「Requirements on measurements for the implementation of the European Commission definition of the term 『nanomaterial』(欧州委員会による『ナノマテリアル』という用語の定義を実行するための測定要件)」と題された報告書を発表した。依然として実用性やコストが課題である。

<背景>

欧州委員会は、2011年10月18日にナノマテリアルの定義勧告(2011/696/EU)を発表した。複数のEU加盟国において、国内で独自にナノマテリアルの報告制度を制定する動きがあ

り、メーカーおよび輸入業者は異なる形式で複数の報告書を作成しなければならない。これは非効率的なだけでなく、サプライチェーンに混乱を招く恐れがある。

届出といった規制上の要件に応える際に、ナノマテリアルの測定には様々な測定方法が用いられている。結果として、異なる計測者による計測結果が比較できなくなる危険性がある。

WP-A / # 15 / J to E 税制

15.1 共通連結法人課税基礎(CCCTB)

2011年3月16日に提出されたEUの共通連結法人課税基礎(CCCTB)の提案書をBRTは歓迎し、CCCTBが迅速に採択されることを望んでいる。EU経済の競争力を高めるため、CCCTBは以下の点を実現すべきである。

- 1) CCCTBを形成する企業グループ内では、営業権(いわゆる『のれん』)に関わる未実現利益は非課税とする。
- 2) CCCTBを形成する企業グループ内では、アームズレングス・ルールの原則を適用しない。
- 3) CCCTBを形成する企業グループ内では、損益を相殺する。

<直近の進捗状況>

本提言については進展が見られていない。

<背景>

多くの日本企業が、単一市場で競争力を維持しようとして、欧州で展開する企業組織の統合や合理化を進めている。例としては、営業支援や経理といった機能の集中化が挙げられる。

グループ内取引と課税との関係は、企業の意思決定においては重要な要素である。国際的に事業を展開する企業が、EUでの税務上、一連の規則に沿ってグループ全体の収益を計算し、連結会計を確立できるようにすることが非常に望ましい。

15.2 合併に関する指令

合併に関する指令(90/434/EEC)が対象とする範囲を拡大し、再編による不動産および無形資産の移転を含むべきである。さらに、株式保有義務期間は撤廃すべきである。

<直近の進捗状況>

本提言については進展が見られていない。

<背景>

報告書COM(2001)582では、欧州委員会は、「合併に関する指令」が対象とする範囲を拡

大し、不動産の移転に対して課税する意図に言及したが、指令(2005/19/EC)改正には、この問題に関わる規定は含まれていない。

同指令の対象範囲を拡大して、再編による不動産および無形資産の移転をも含めれば、企業は再編コストを削減し、競争力を向上させることが可能となる。

合併に関する指令 (90/434/EEC) は、国境を越えた一定対象の企業再編における法人税の繰り延べについて定めている。一部の EU 加盟国では、企業は、現物出資された財産と引き換えに受け取った株式を何年にもわたって保持することが義務付けられている。たとえ、それらの持ち株会社が事業会社としての機能を失ったとしても、である。同指令には、そのような措置を支持するための根拠はないようである。

こうしたペーパー・カンパニーの維持費に加え、二重課税のリスクも高まる。子会社によって支払われた配当金は、日本の親会社の持ち分が 25%未満のペーパー・カンパニーを通して支払われた分については、日本の「外国子会社配当益金不算入制度」(Foreign Dividend exclusion)の対象とはならない。

15.3 付加価値税(VAT)制度の抜本的な改革の検討

付加価値税(VAT)制度を抜本的に改正し、単一市場に適合した、簡素化され、効率が良く、強靱な VAT 制度を実現するという、欧州委員会の戦略(Com (2011) 851) を BRT は歓迎する。

EU 域内の VAT 申告事務を、企業グループが容易かつ費用効率よく、一カ所に集中できるような新しい VAT 制度が迅速に実現することを、BRT は期待する。

<直近の進捗状況>

本提言に関しては、限定的ではあるが、一定の進捗が見られる。

<背景>

多くの日本企業が、単一市場で競争力を維持しようとして、欧州で展開するその企業組織の統合や合理化を進めている。全体的なコスト削減や効率化を目的として、VAT管理をはじめとする会計機能が集中化の対象となる場合が多い。

EU の VAT 制度は共通の制度だが、実際には、加盟国間で著しい違いがあり、逸脱がその主な理由となっている。したがって、現在、VAT 管理の集中化には財務的に高いリスクが伴う。

例えば、限られた国別知識しか持ち合わせていない中央の経理スタッフが、繰り返し行う会計取引の中で一つミスを犯すと、修正すべき累積額が比較的短期間のうちに増大してしまう可能性がある。その上、罰金が科される可能性もある。このような高いリスクを回避するためには、企業は、国内の営業所に経理スタッフを残すか、もしくは、国別の知識を有する大人数の経理スタッフを中央に雇用しなければならない。いずれにしろこれでは、費用効率のよい経理機能の集中化は実現できそうもない。

WP-A / # 16** / J to E 会社法／企業の社会的責任

16.1 紛争鉱物

<提言>

BRTは、国際的に認められた枠組みの推進、任意による自己証明、信頼できる製錬所及び精錬所リストの公開等、規制案には企業からのフィードバックがある程度反映されていることを認める。信頼できる輸入業者の自己証明は任意であるが、自己証明を選択した場合、信頼できる輸入業者が負う管理上の負担は相当なものになるとBRTは認識している。BRTは、自己証明の選択が容易になるよう、管理上の負担を可能な限り抑制するよう提言する。

BRTは、共同通達において定められたインセンティブに関して、調達の面でOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンスと同等であることの定義、ならびに業界の取り組みに関する同意書に署名した企業の利益および責任を明確化するよう要請する。BRTはまた、調達インセンティブの導入にあたり、域内の調整を十分に行うよう求める。

<直近の進捗状況>

本件は新規の提言である。

<背景>

欧州委員会は、2014年3月5日に、紛争地域および高リスク地域で採掘されたスズ、タンタル、タングステンおよびそれらの鉱石、ならびに金の信頼できる輸入業者のサプライチェーンにおけるデュー・ディリジェンスの自己証明に関して、EUの制度創設について定めた欧州議会および理事会規則案(COM(2014)111)を提出した。また、欧州委員会と上級代表は、欧州議会および理事会に対し、規制案と同時に「Responsible sourcing of minerals originating in conflict-affected and high-risk areas - Towards an integrated EU approach(紛争地域および高リスク地域で採掘される鉱物の責任ある調達－EUによるアプローチの統合に向けて)」(JOIN(2014) 8)と題された共同通達を発した。

16.2 国別報告(CBCR)

<提言>

BRTはEU政府に対し、過度な開示要件によって多国籍企業の事業活動が不当に妨げられるリスクを慎重に検討するよう提言する。

<直近の進捗状況>

本件は新規の提言である。

<背景>

一定の大規模企業および団体による非財務情報とダイバーシティ情報の開示に関する指令2013/34/EUの改正指令は最終版において、欧州委員会に対し、2018年7月21日までにCBCRに関する報告を行うよう求めている。当該報告では、OECDにおける発展と関連する欧州の取り組みの成果を踏まえ、大企業に対し、事業を展開している加盟国および第三

国ごとに、少なくとも利益、利益に対して支払った税金、受領した公的補助について記載した報告書を毎年作成する義務を導入する可能性を検討しなければならない。

欧州理事会は、2013年5月22日および12月20日に、CBCRを大規模企業および団体に拡大することに言及した。

EU法は既に、金融機関に対し、2015年以降毎年、拠点を置く加盟国および第三国ごとに税引き前損益、損益に対する税金、受領した公的補助について明記した開示を行うことを義務付けている。EU法はさらに、採掘業または原生林の伐採に従事する大企業およびすべての公益団体に対し、2016年以降、政府への支払いに関する報告書を作成および公表するよう求めている。

OECDは、G8およびG20の場で、多国籍企業が利益を上げ、税金を支払っている世界各国の税務当局に報告を行うための標準化された報告書のテンプレートを作成するよう求められている。

16.3 非財務情報の開示

<提言>

BRTは、欧州議会および理事会によって合意された最終的な指令が、非財務的KPIを任意とすること、連結報告を認めること、新しい規則が適用される企業の範囲を限定することといったBRTを含む企業が提起した多数の懸念に対応する内容となっていることを高く評価している。BRTは、非財務的重要業績指標を含む非財務情報報告の方法論に関する拘束力を持たないガイドラインの作成にあたり、欧州委員会からの諮問があることを期待している。

<直近の進捗状況>

十分な進展があった。

<背景>

欧州委員会は、2013年4月に指令案(COM(2013) 207)を提出した。2014年2月に欧州議会および理事会は、一定の大規模企業および団体による非財務情報と多様性情報の開示に関する指令2013/34/EU改正指令の最終版に合意した。当該最終版によれば、

- 貸借対照表の日付において会計年度中の平均従業員数が500人の基準を超える大規模公益企業は、当該企業の発展、業績、方針、活動による影響を理解する上で必要な範囲において、少なくとも環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職および贈賄の防止に関する情報を記載した非財務報告を経営報告に含めるものとする。
- 欧州委員会は、EU企業による適切で有益かつ比較可能な非財務情報の開示を促進するため、全体およびセクター別の非財務的重要業績指標を含む非財務情報報告の方法論に関する拘束力のないガイドラインを作成するものとする。欧州委員会は、ガイ

ドラインの作成にあたり、関係者と協議を行うものとする。欧州委員会は、本指令の発効後 24 カ月以内にガイドラインを発表するものとする。

WP-A / # 17* / J to E 製品安全性／市場監視

17.1 製品安全性・市場監視パッケージ案

BRT は EU 政府に対し、製品安全性・市場監視パッケージを慎重に検討するよう要請する。特に消費者向け製品の安全性に関する規則案第 7 条による原産国表示の義務化については、必ずしも消費者の安全性向上につながるものではなく、メーカーおよび／または輸入業者はかなりの管理上の負担を強いられることになると思われる。したがって、BRT は、パッケージには強制的な原産国表示を含めるべきではないと考える。

<直近の進捗状況>

本件は新規の提言である。

<背景>

欧州委員会は、2013年2月13日に、製品の市場監視に関する規制案(COM(2013)75)と消費者向け製品の安全性に関する規制案(COM(2013)78)からなる製品安全性・市場監視パッケージ案を提出した。パッケージは現在、理事会による検討の最終段階にある。消費者向け製品の安全性に関する規制案の第7条は、メーカーおよび輸入業者に対し、製品に原産国を表示するよう求めている。

17.2 新しい法的枠組みにおける市場監視

BRT は、製品に関する市場監視の調和に向けて欧州委員会と加盟国が取っている全体的な方向性を支持する。市場監視の調和は、製品の公正な移動のための重要な一歩である。BRT は、欧州委員会と加盟国に対して、この調和プロセスの進捗と各加盟国における市場監視の実施状況に関するすべての関連情報を公表するよう求める。さらに、市場監視を調和させる枠組み作りには貢献できる機会を産業界に与えるよう、欧州委員会と加盟国に対して要請する。

BRT は、産業界の関与に関して欧州委員会総局に謝意を表するとともに、引き続き関係者と広く協議を行うよう要請したい。協議に関しては、新しい法的枠組みのガイダンス草案が準備できた時点で公開協議を実施することが望ましい。

<直近の進捗状況>

本提言については、一定の成果が見られた。

<背景>

製品の販売に関する認定と市場監視の要件を定めた規則765/2008/EC (Regulation

765/2008/EC)と、製品の販売に関する共通の枠組みを定めた決定768/2008/EC (Decision 768/2008/EC)が、2008年に採択された。同規則は2010年1月1日より適用されている。

この規則と決定は、現行のセクター別の法令に欠けている要素、すなわち認定と市場監視を扱い、補完している。現行の法令の検討の際には、この決定に基づいて修正がなされている。このいわゆる「新しい法的枠組み」の目的は、統合化された透明な市場監視と認定をすべての事業者に対して導入することである。本決定は、定義、事業者の義務、トレーサビリティに関する規定、セーフガード措置について定めている。加盟国当局は、市場監視プログラムを策定し、2010年1月1日までに欧州委員会に通知することになっていた。

欧州委員会は、新しい法的枠組みのガイダンスの策定過程にあり、2014年までに発表する意向である。

17.3 消費者保護

欧州議会および理事会は、2011年10月25日に消費者の権利に関する新指令2011/83/EUを採択した。指令1999/44/ECにおいて、加盟国には保証期間を2年以上とする裁量権が認められているが、新指令でもこれが維持されている。BRTは、これが単一市場の障害になると考える。BRTは、欧州委員会に対し、保証期間を2年以上にできるこの裁量権の長所と短所を将来的に再検討するよう求めたい。

<直近の進捗状況>

本提言については進展が見られていない。

<背景>

BRTは、単一市場の長所を最大限に活用するためには、国境を越えた取引に影響する法律は、企業や消費者が加盟国間で施行する際に、違いを気にしなくて済む程度まで、調和されるべきだと考える。

WP-A / # 18* / J to E 第三国製品およびサービスのEU調達市場へのアクセス

BRTは、以下の事項を確信し、提言する。

1. 調達市場を国際的に開放するという目的を達成するため、非立法的な政策措置が採択されるべきである。
2. EUが調達市場から第三国の製品とサービスを恣意的に除外することを防ぎ、企業にとっての法的安定性と予見可能性を確保するため、いかなる措置にも効果的な仕組みを組み込むべきである。
3. 適切かつバランスのとれた分析に基づいて、いかなる措置にも、適用範囲と条件に関する明確で透明な基準を盛り込むべきである。

4. EU および EU 加盟国の当局は、関連する公的調達市場へのアクセス改善にむけた取り組みを強化すべきである。
5. EU および EU 加盟国の当局は、英語での情報を増やすべきである。BRT は、入札提案書の提出にあたり、特に技術仕様および連絡に関しては、少なくとも部分的には英語の使用を認めるよう要請する。

<直近の進捗状況>

本提言については進展が見られていない。

<背景>

調達の法的枠組みの改正は、2011年4月に採択された単一市場法で規定された12の優先行動項目の一つである。この改正プログラムの一環として、欧州委員会は、2012年3月31日に、第三国製品およびサービスのEU公的調達市場へのアクセスに関する規則案(COM(2012) 124)を発表した。

BRT は、この規則案に含まれている、EU が市場を一方向的に閉鎖することを可能にする措置に対して深刻な懸念を抱いている。提案されている一方向的な措置を取ることにより、EU は貿易相手国に対して、EU が調達市場をひそかに閉鎖しているというシグナルを発することになり、それによって世界中に保護主義的措置の連鎖反応を引き起こしかねないからである。そのような事態になれば、調達市場を国際的に開放するという EU の意図と目的は達成されないだろう。

WP-A / # 19* / J to E 代替燃料インフラの展開

BRT は、代替燃料インフラの展開に関する指令案で述べられている代替燃料インフラ展開促進計画を支持するとともに、4 月半ばに終了する三者対談で詳細に関する議論が行われていることを理解している。

ただし、BRT は、EU 政府に対して以下事項を要請する。

- 1) 特定の技術の過度な強調をなくすこと。
- 2) 指令によって「コンボ 2」("Combo 2")タイプ以外の急速充電技術が EU における認定充電システムから締め出されず、欧州市場から排除されないことを確認すること。

<直近の進捗状況>

三者対談が行われている。

<背景>

欧州委員会は、2013年1月24日、代替燃料インフラの展開に関する、欧州議会及び理事会の指令案(COM(2013)18)を採択した。欧州議会と理事会によって採択されると、充電ポイントと自動車のインターフェースには、共通技術仕様の実施が要求される。案付属書III 1.2では、相互運用性のために、電気自動車のDC急速充電ポイントを設置し、2014年に採

択の見通しとなっている、EN規格で定められた「コンボ2」(“Combo 2”)タイプのコネクタを設置するよう定めている。

同提案の前文(26)に述べられているように、充電および補給ポイントの相互運用性のための技術仕様は、欧州規格で定められるべきである。しかし、そのような規格は、DC 急速充電ポイントに関してはまだ最終決定されていない。したがって、欧州規格の一部として特定の技術に言及するのは時期尚早である。

さらに、将来の指令では、既存の DC 急速充電器技術と並んで、デュアルチャージャーを選択肢とすべきである。というのは、近い将来市場に出回るであろう技術仕様が、現在の指令案のように指定される可能性があるためである。実際、欧州では、現在、急速充電技術を搭載した電気自動車が 10,000 台以上も走行している。既存の電気自動車にも将来の電気自動車にも対応可能なデュアルチャージャーは、既存の電気自動車のドライバーの利便性だけでなく、市場の発展のためにも重要である。